

南風原町イメージキャラクター「はえるん」出動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南風原町イメージキャラクター「はえるん」の出動（本件着ぐるみの操作及び誘導等に従事する町職員等の派遣を伴う出動をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出動目的)

第2条 南風原町イメージキャラクター「はえるん」（以下「キャラクター」という。）は町の観光イメージを向上させ、町への更なる集客を図ることを目的に作られたものであるため、本件着ぐるみは、この目的を達成するために有効であると判断される行事について出動することができるものとする。ただし、上記に係る出動を妨げない範囲において、町民のコミュニティ形成を推進することを目的に開催される行事についても出動することができるものとする。

(出動の申請)

第3条 本件着ぐるみの出動を要請する者（以下「申請者」という。）は、原則として出動日の3か月前から、南風原町イメージキャラクター「はえるん」着ぐるみ出動許可申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(出動可否の条件)

第4条 本件着ぐるみの出動に際しては、次項に定める行事のいずれかに該当し、かつ、第3項に定める場合及び行事のいずれにも該当しない場合に許可するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 出動することができる行事

(1) 町の観光イメージの向上、本町への更なる集客を図ることにつながると判断されるもので次に掲げる行事

ア 本町観光情報のPRができる行事

イ 本町の認知度の向上につながる行事

ウ キャラクター及び本件着ぐるみ自体が町や本町観光を象徴するものであるという観点において、キャラクターの認知度の向上につながる行事

3 出動することができない場合及び行事

(1) 開催される行事に係る主催者の別、開催場所、内容、及びその他の事案について次に掲げる事例に該当する場合

ア 町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合

イ キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

エ 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

- (2) 特定の企業又は個人等の主催する行事
- (3) 酒宴が主たる目的の行事
- (4) 出動にかかる受入れ態勢が整わない行事
- (5) その他、社会通念上、本件着ぐるみの出動にふさわしくない行事

(出動の許可)

第5条 町長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、出動を許可するときは南風原町イメージキャラクター「はえるん」着ぐるみ出動許可通知書（第2号様式）により、却下するときは南風原町イメージキャラクター「はえるん」着ぐるみ出動申請却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(出動許可の取消)

第6条 町長は、前条の規定による出動の許可をした場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出動許可を取消することができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、出動の許可を受けたとき。
- (3) 当該許可後に生じた行事について、第2条に規定する出動目的を踏まえ、町長が当該出動よりも優先度が高いと判断したとき。
- (4) その他止むを得ない事情によるとき。

2 町長は、前項の規定による取消をしたときは、南風原町イメージキャラクター「はえるん」着ぐるみ出動許可取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(出動の制限)

第7条 本件着ぐるみの出動時間は、午前8時30分から午後5時15分の範囲内とする。ただし、行事の性質により、夜間、早朝等の出動が要請される場合などで町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 次の各号に該当する場合には、町長は申請者の意向によらず当該出動を中止することができる。なお、この場合は、書面によらず中止を通知することができる。

- (1) 荒天、雨天等により、本件着ぐるみのぬれ、浸水、汚損等のおそれが生じた場合、若しくは、前日等にこれらの状況が想定されるとき。
- (2) 会場の受入体制が整わないことが判明したとき。
- (3) その他不測の事態により出動が困難となったとき。

(出動経費)

第8条 本件着ぐるみの出動経費については、無料とする。

(損害賠償)

第9条 申請者が、本件着ぐるみの出動に起因する問題により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第 10 条 本件着ぐるみの出動に起因する問題が生じたときは、本町の故意又は過失により出動時に生じさせた損害等を除き、町長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

2 第 6 条の規定による出動許可の取消をしたとき、及び第 7 条第 2 項の規定による出動の中止をしたときは、これによって生じた申請者、行事主催者等の損害等については、町長はいかなる場合もその責を負わない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。